

第3章 みどりとかんきょう



第1項 概要

かつての練馬は、河川(石神井川、白子川、田柄川など)沿いに水田が開かれ、台地上を畑地として利用し、台地と河川の境にあたる斜面(河岸段丘面)には樹林が分布していました。このように地形と密接に関連した土地利用が行われるとともに、屋敷林や雑木林など、生活や農業生産と結びついたみどりが形づくられていました。しかし現在は、雑木林や農地は減少し、住宅としての土地利用がほとんどとなっています。

練馬区では良好な樹林地を保全するために、全国の他の自治体に先駆けて憩いの森制度を創設しました。これを契機とし昭和52年、「みどりを保護し回復する条例」を制定しました。また、新たなみどりを創出するために公園緑地等の整備、生け垣化助成制度等による民有地の緑化といった多様な緑化施策を展開しています。さらに、平成10年に「練馬区みどりの基本計画」を定め、積極的にみどりを守り育てています。平成18年には「みどり30推進計画」を策定し、今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に、緑被率を30%にすることを目指し、区が先導し区民・事業者と協働しながら、みどりを守り増やしていくための取り組みを始めるとともに、さらにみどりの保全と創出を進めるために、平成19年にこれまでの条例を改正し、「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を制定しました。

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、昭和52年3月に「みどりを保護し回復する条例」、また、昭和57年には「みどりを保護し回復する計画」を定め、これらを基本としたみどりのまちづくりを積極的におこなってきました。その後、平成3年には「第二次みどりを保護し回復する計画」を定め、練馬のみどりを石神井川、白子川、旧田柄川の3つの河川に沿った軸でとらえ、これらの軸を中心に、みどりの拠点の整備、充実を目指してきました。

また、条例制定から約30年を経て練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化してきており、区のみどりの実態および将来を見据えた条例の見直しが必要となりました。

そのため、みどりのまちづくりを総合的・計画的に推進することを目的として、現状の課題を解決する新しい緑化制度等をもりこんだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を平成19年12月にこれまでの条例を改正し、制定しました。

(2) 練馬区みどりの基本計画

区は、都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を平成10年に策定し、総合的に緑化行政を進めてきました。策定から10年を経たことから、その成果と課題を整理し、平成18年実施したみどりの実態調査による現況把握、社会動向や関連する法や制度の変化を踏まえ、平成21年1月に改定を行いました。新しい計画では、みどりの将来像として「みどりを愛し いのちを守りはぐくむまち ねりま」を掲げ、「区民みんなのみどりを愛し育みます」「いのちをはぐくみます」「郷土のみどりを継承します」「新しいみどりを広げます」「みどりと水のネットワークをつくります」の

5つの基本方針のもとに施策を示しています。数値目標は、区民一人当たり公園面積6㎡ 緑被率30%を目指すの2点を挙げています。

(3) みどり30推進計画

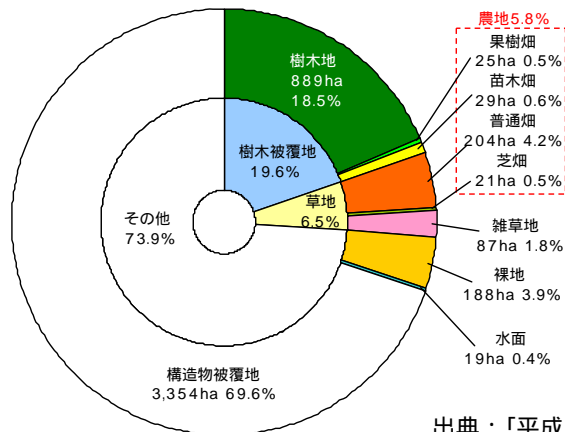
みどりを保護し回復する条例制定時に34%あった練馬区の緑被率が平成13年に20.9%にまで減少したことから、今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に30%になることを目指し、平成18年1月に区長を本部長とする全庁的組織「みどり30推進本部」を設置し、平成18年12月に「みどり30推進計画」を策定しました。

推進計画では、

- 区立学校のみどりを増やす・・・校庭の芝生化、みどりのカーテンを増やす等
- 公共施設のみどりを増やす・・・施設の屋上緑化、壁面緑化等
- 道路や河川などの連続するみどりを増やす・・・みどりいっぱい風格ある道路をつくる等
- 公園を増やす・・・積極的かつ計画的に公園を増やす等
- 宅地のみどりを守り増やす・・・緑化基準の改定、落ち葉のリサイクル等
- 農地を守る・・・農業の担い手確保の支援、区民と農のふれあい促進等
- 樹林を守る・・・特別緑地保全地区の指定、郷土景観保全地区の新設等

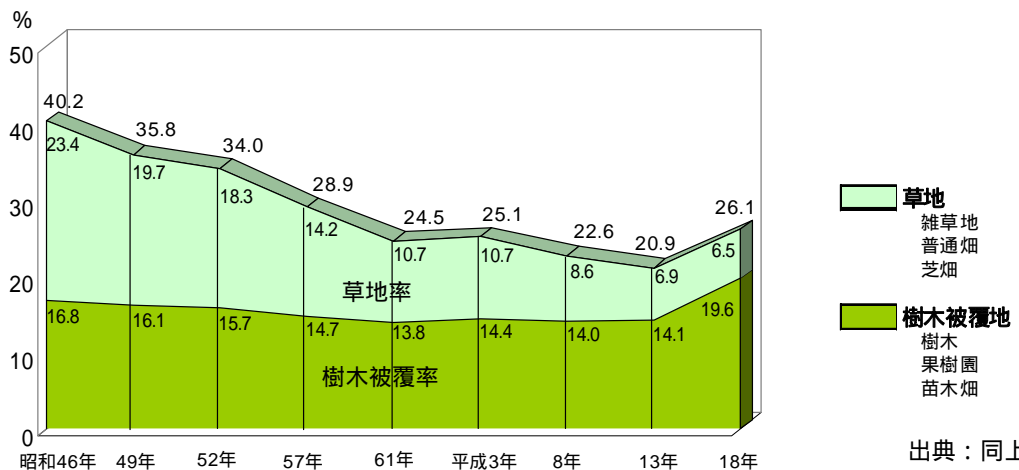
の7つの柱からなる施策によって、みどりを守り増やしていきます。

緑被等の内訳



出典：「平成18年度練馬区みどりの実態調査」

緑被率の推移



出典：同上

緑被率の測定単位：

昭和48年～昭和61年...100㎡を測定単位としてみどりを抽出

平成3年～平成13年...10㎡を測定単位としてみどりを抽出

平成18年度...1㎡を測定単位としてみどりを抽出